

アルバイト掲載ご希望の企業等の方へ

●アルバイト募集における基本方針●

当生協の求人掲載媒体では、本学学生の学業環境の保全および教育的意義を重視し、大学生であることに一定の必要性・合理性が認められるアルバイト求人または、地域貢献・地域活性化を目的とした取り組みに関わる求人のみを掲載対象としております。

そのため、掲載内容を審査した結果、業務内容等から見て大学生である必要性が認められない求人については、掲載をお断りいたします。なお、掲載可否の判断は当生協の裁量により行い、個別の判断理由については原則として開示いたしません。また、掲載後であっても、本方針に適合しないと判断した場合には、掲載を中止することがあります。本方針へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

●アルバイト制限職種について●

《危険を伴うもの》

- *自動車、バイクの運転
- *線路内や交通頻繁な路上での作業（白線引き、交通整理等）
- *高電圧、高圧ガス等危険物の取り扱い（助手も含む）や土木、水道工事等の現場作業
- *建設中の現場での作業（建物倒壊、残材片付作業）や高所での屋外作業（ガラス拭き、器具の取り付け等）
- *警備員

《人体に有害なもの》

- *農薬、劇薬など有害な薬物の扱い（メッキ作業、シロアリ駆除等）
- *特に高温・低温の作業、塵埃、粉末、有害ガス、騒音等の著しい中での作業

《法令に違反するもの》

- *労働争議に介入するおそれのあるものやマルチ・ネズミ講商法に関するもの
- *出来高払い（一定額の賃金の保障がないもの）
- *募集・採用にあたり、性別により異なる条件を付すもの

《教育的に好ましくないもの》

- *無許可の街頭でのチラシ配布、ポスター貼り等や訪問販売、勧誘、専門に行う集金
- *不特定多数を対象とした街頭アンケート、訪問、電話による勧誘・アンケート等
- *競馬、競輪等、ギャンブルに関するものやバー、キャバレー、パチンコなどの風俗営業に関するもの
- *長期継続の深夜作業
- *選挙の応援に関連する一切の業務

《その他》

- *人命にかかわることが予想される業務（水泳指導員、監視員、ベビーシッター、保育、送迎、介護、その他それに相当するもの）
- *労働条件が不明確なもの（賃金、時間、場所、労働内容、登録制によるもの、支払い方法等に関するものが明示されていないもの）
- *請負あるいは業務委託と判断されるもの
- *人員の限定を条件とするもの（例えば、10人中1人でも欠けると他の9人を不採用とするようなもの）
- *正当な理由なく採用されないことが、しばしば繰り返されるもの
- *その他学生に相応しくない職種で大学等が定めるもの